

土地利用調整計画

地域の農地利用区分						
(例) 事業実施区域を次のように区分する ・農業生産の維持・向上を行う農地 〇〇ha ・粗放的な利用等による農業生産を行う農地 〇〇ha ・鳥獣緩衝帯等の利用を行う農地 〇〇ha ・林地化に向けた土地農地としての利用を行う農地 〇〇ha						
No.	工種	概要	効果	面積	事業費	備考
1	粗放的農地利用整備	粗放的利用に向けた用地整備、作業道設置	耕作放棄地となり今後林地化を行う整備を実施する。	〇ha	〇〇千円	
2	区画整理	ほ場における区画拡大	区画拡大による生産性の向上を図る	〇ha	〇〇千円	
合計				〇ha	〇〇千円	
その他						

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業採択申請書

別紙の地区について、畑作等促進整備事業を実施したいので、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第7に基づき、畑作等促進整備計画を添付して申請する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

〇 〇 〇 殿

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長
地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
〇 〇 〇 〇

事業採択通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった畑作等促進整備計画について採択したので通知する。なお、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第9のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業変更申請書

別紙の地区について、畑作等促進整備事業を変更したいので、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第7に基づき、畑作等促進整備計画を添付して申請する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

〇 〇 〇 殿

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長
地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
〇 〇 〇 〇

事業変更通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。
なお、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第9のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業達成状況報告書

別紙の地区について、畑作等促進整備事業を完了したので、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第8に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

達成状況の改善計画について

畑作等促進整備事業を実施した〇〇地区について、畑作等促進整備計画の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、提出する。

記

- 1 地区名、工期、総事業費
- 2 完了年度及び達成状況報告の内容
- 3 達成状況が十分でない原因及び問題点
- 4 2年以内の期間の新たな目標年度の設定
- 5 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

交付決定前着手届

○○（交付決定前着手が必要な理由）のため、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第11の6に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと